四半期会計基準専門委員会での検討状況（第 11 回）

Ⅰ．金融商品取引法案での四半期報告制度に関する規定

四半期報告書の提出（第 24 条の 4 の 7）

①開示を求められる者

有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場している有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの

②四半期報告書の内容

その事業年度が 3 月を超える場合は、当該事業年度を 3 月ごとに区分した期間（政令で定める期間を除く。）ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の事項（以下「四半期報告書記載事項」という。）を記載した四半期半期報告書を提出する。

③提出期限

当該各期間経過後 45 日以内で政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

④四半期個別財務諸表の開示

当該会社が一定の事業を行う場合には、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の事項を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後 60 日以内で政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

適用時期（附則第 16 条）

新金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

Ⅱ．論点整理のコメント分析

今回は、論点 1～4 までを検討対象

検討のポイント

- （論点 2）四半期財務諸表の構成
- （論点 3）四半期損益計算書関係の情報開示
- 第 4 四半期の情報について
- キャッシュ･フロー計算書の開示
- 四半期決算手続
- 為替換算の影響
- 四半期特有の会計処理

◎　次回（4 月 11 日）に、残りの部分（論点 5 以降）を検討

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。